

台風など荒天時の療育・相談業務の対応について

当センター及び烏山・桜新町・梅丘の各発達相談室では、台風の接近などにより、世田谷区（23区西部）に「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合、利用者及び職員の安全確保のため、次のように対応します。

①午前6時の時点で警報が発表されている場合

午前中の療育・来所相談（検査を含む）は、中止とします。

②午前10時の時点で警報が継続されている場合は、午後の療育・来所相談も中止とします。

午前10時の時点で警報が解除された場合は、午後の療育・来所相談は実施します。

③開所中に警報が発表された場合

直ちに療育・来所相談を中止します。以後の療育・来所相談も中止となります。

なお、警報の発表の有無にかかわらず、鉄道会社の運休などにより、療育及び来所相談を中止することがあります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。（状況により利用者の皆様にお知らせします。）

令和3年9月17日

世田谷区発達障害相談・療育センター
センター長 蚊野 秀明